



2022年3月29日

各位

会社名 新都ホールディングス株式会社  
(JASDAQ・コード番号:2776)  
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝  
問合せ先 取締役 半田 紗弥  
電話 03-5980-7002

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」について2022年4月28日開催予定の第37期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の45,000,000株から100,000,000株に変更するものであります。また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなす提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                 | 変更案                  |
|----------------------|----------------------|
| 第2章 株式<br>(発行可能株式総数) | 第2章 株式<br>(発行可能株式総数) |

|  |   |
|--|---|
| <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<br/>45,000,000 株とする。</p>  | <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<br/><u>100,000,000 株とする。</u></p>   |
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示と<br/>みなし提供)</p> <p>第 15 条 当社は株主総会の招集に際し、株主<br/>総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計<br/>算書類に記載または表示すべき事項に係る情報<br/>を、法務省令に定めるところに従いインターネッ<br/>トを利用する方法で開示することにより、株主に<br/>対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株<br/>主総会参考書類等の内容である情報に<br/>ついて、<u>電子提供措置をとるものとし<br/>る。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項の<br/>うち法務省令で定めるものの全部また<br/>は一部について、議決権の基準までに<br/>書面交付請求した株主に対して交付す<br/>る書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等の<br/>インターネット開示とみなし提供) の削除<br/>及び変更後定款第 15 条 (電子提供措置等)<br/>の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ず<br/>るものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日<br/>から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする<br/>株主総会については、変更前定款第 15 条<br/>(株主総会参考書類等のインターネット開<br/>示みなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 カ月を経<br/>過した日または前項の株主総会の日から 3<br/>カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこ<br/>れを削除する。</u></p> |

以 上